

# マリンテックレンタルボートシステム 規 則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本システムは、「マリンテックレンタルボートシステム」(以下「システム」とします。)と称します。

(目的)

第 2 条 システムは、会員が株式会社マリンテック(以下「会社」とします。)が指定し、管理する原動機付のプレジャーボート等(以下「ボート等」とします。)を利用することにより、会員がマリンレジャーを享受し、もってマリンレジャーの普及、発展に寄与することを目的とします。

(運営)

第 3 条 システムは、会社が管理運営します。

## 第 2 章 会員の資格

(会員の種類)

第 4 条 会員は、個人会員(以下「会員」とします。)で構成されるものとします。ただし、会社は、会員の種類を追加、変更または廃止できるものとします。

2 会員とは、第 5 条に定める資格条件を満たし、かつ、会社が第 6 条第 2 項にもとづいて登録を承諾した者をいいます。

(会員資格条件)

第 5 条 会員資格は、満 18 歳以上でかつ 2 級(5 海里限定)以上の小型船舶操縦免許を保有している方とします。

(会員の登録手続き)

第 6 条 システムに登録を希望する個人は、会社に対し、小型船舶操縦免許証の写し(設備限定等の条件付の小型船舶操縦免許を所有する場合は、裏面の写しを含む。)その他の会社の指定する書面を添付して、所定の登録申込書を提出し、かつ会社主催の会員講習会を受講し登録の申込みを行うものとします。

2 システムに登録を希望する個人は、会社が前項の申込みを承諾しかつ会員証を発送した日に会員資格を取得し、その日をもってシステムに登録するものとします。尚、登録審査により、登録をお断りさせていただく場合があります。

(会員期間)

第 7 条 会員の会員期間は、会員資格を取得した日から 1 年間とします。ただし、会員期間中に 2 回以上の利用があった場合は、同一条件をもって更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(除名等)

第 8 条 会社は、会員もしくは同伴者が次の各号の一にでも該当した場合、その会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

(1) 会員が、利用料等の支払を滞納し、催告にも応じない場合。

- (2) システムの運営を故意に妨害した場合。
- (3) この規則、その他会社の定める規則に違反した場合。
- (4) システムの名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (5) 会員が、第5条に定める会員としての資格条件を欠いていることが判明した場合。

(退会)

第9条 会員は、会社に対し所定の退会届を提出することにより、システムを退会することができます。退会する日は、退会届を提出した日とします。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の一に該当した場合には、その資格を喪失するものとします。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 前条の手続により退会したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 破産手続または、民事再生手続の開始の申し立てを受け、あるいは自らこれらの申し立てをなした場合、その他会員の信用を喪失する事由が生じたとき。
- (5) 会員が、支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から取引停止処分を受けた場合。
- (6) 会員が、第三者から任意ないし強制的競売、仮差押、仮処分もしくは強制執行の申立をうけ、または滞納処分を受けた場合。
- (7) その他会員の財産状態が悪化し、会社が定める利用料その他の支払いが困難、または困難になるおそれがあると認められる相当の事由がある場合。

(会員たる地位の譲渡禁止)

第11条 会員は、会員たる地位を譲渡することはできません。

### 第3章 会員の権利、義務

(会員証)

第12条 会社は、会員に対して1つの会員証を交付します。

- 2 会員は、前項により交付された会員証をその費用と責任において、善良なる管理者の注意をもって、最も適切かつ妥当な方法により管理しなければならないものとします。
- 3 会員の資格で、第14条に基づきボート等を利用することのできる個人以外の方は、会員証を使用できません。
- 4 会員は、会員証について、譲渡、質入等の処分をすることはできません。
- 5 会員は、会員証を紛失したときは、直ちに所定の手続を行い、会社に再発行を申請するものとします。

(ボート等を利用できる個人)

第13条 会員は、第14条に定める規定に従って、会社の定める方法により、ボート等を利用することができます。

- 2 前項の規定によりボート等を利用できる方は、満18歳以上で2級(5海里限定)以上の小型船舶操縦免許を保有している個人に限ります。

(会員のボート等の利用)

- 第14条 会員は、会社に対するボート等の利用申込みに対しその承諾が得られたときは、その営業時間中、この規則に従い、ボート等を利用することができます。ただし、申込みをした時点で既にボート等が予約されているとき、または管理・運営上ボート等の点検・補修・改造等が必要なとき、第17条によりボート等の利用を制限されたとき、その他会社が別に定めるときは、この限りではありません。
- 2 会員は、ボート等の利用に際しては、会員証およびボート等を操縦することができる小型船舶操縦免許証を携帯し、それらを会社の係員に提示しなければなりません。
  - 3 会員は、ボート等の利用に際しては、会社の係員のボート等の操縦方法等の使用説明を聞き、その指示に従うものとします。
  - 4 会員は、ボート等を利用したときは、会社に対し、会社の定める利用料金表記載の利用料（消費税額含む）（以下「利用料」とします。）を支払うものとします。
  - 5 会員は、予約をキャンセルしたときは、会社に対し、会社の定めるキャンセル料を支払うものとします。
  - 6 前各項の他、会社は、会員のボート等の利用に関する事項につき別途定めるものとし、会員は、その定めに従うものとします。

## 第4章 その他

(ビジター)

- 第15条 会員は、それ以外の方（以下「ビジター」とします。）を同伴し、ボート等に同乗させることができるものとします。ただし、搭乗者の総数は、定員までとします。
- 2 会員が同伴したビジターのボート等の利用については、この規則を適用します。
  - 3 会員は、同伴したビジターの会社施設内およびボート等内での行為等について、そのビジターと連帯して責任を負うものとします。

(事故の責任)

- 第16条 会社は、会員のボート等の利用に際し生じた事故により会員が被った損害については、第3項の保険金により補償される範囲を除き、一切その責任を負わないものとします。ただし、会社に故意または明らかな過失があったときは、この限りではありません。
- 2 会員は、会員がボート等の利用に際し、その責に帰すべき事由により、会社またはその他の第三者に対して損害を与えたときは、第3項の保険金により補償される範囲を除き、その賠償の責を負うものとします。
  - 3 前二項の損害を填補するため、会社は、ボート等の利用に際し、艇体保険、賠償責任保険、搭乗者傷害保険および捜索救助費用保険に加入するものとします。なお、免責額その他の保険金により填補されない損害については、会員の負担とします。

(利用制限)

- 第17条 会社は、会員数、会員の利用頻度、管理するボート等の数その他必要な要素を勘案した上で、会員によるボート等の利用を制限することができます。
- 2 会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他のやむを得ない事由があるときは、ボート等の利用を制限することができます。
  - 3 会社は、会員からの予約申込みを承諾したときといえども、悪天候、故障その他の理由によりボート等の利用が不可能または不適切であるときは、その利用を制限することができます。

- 4 前三項の場合においても、会員は会社に対し、補償その他何らの請求、異議申し立てをすることもできません。

(営業的利用の禁止)

第18条 会員は、ボート賃貸業、遊覧船事業その他自己の営業のためにボート等を利用してはなりません。

(システム廃止)

第19条 会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済情勢の急変、会員の著しい減少等やむを得ない事由によりシステムの運営に支障を生じたときは、システムを廃止することができるものとします。

- 2 前項の場合、会員は、会社に対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることができません。

(システム廃止の予告)

第20条 会社は、システムを廃止するときは、災害等やむを得ない場合を除き、廃止の3か月前までに会員に対し予告するものとします。

(システム廃止の効果)

第21条 会社がシステムを廃止したときは、会員は、当然に会員たる地位を喪失するものとします。

- 2 名目等のいかなを問わず、会員は、会社に対し、何らの金銭的請求をしてはならないものとします。

(規則等の改定)

第22条 会社は、この規則を変更することができるものとし、その効力は、すべての会員に及ぶものとします。

附 則 (2008年度 規則)

本規則は、2008年4月1日より効力を生ずるものとします。